

振動の要請限度

(振動規制法第 16 条第 1 項、施行規則第 12 条、別表第 2、平成 24 年 4 月 1 日出雲市告示第 174 号)

区域の区分	指 定 区 域
第 1 種区域	第一種低層住居専用、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域及び第二種住居地域 (旧大社町の区域及び旧斐川町の区域を除く。)
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域並びに古志町、高松町、白枝町、松寄下町、芦渡町、下古志町及び知井宮町のそれぞれ一部の地域 (旧大社町の区域及び旧斐川町の区域を除く。)

区域の区分	時 間	
	昼 間 (8 時～19 時)	夜 間 (19 時～8 時)
第 1 種区域	65dB 以下	60dB 以下
第 2 種区域	70dB 以下	65dB 以下